

(様式5)

## 市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部改正(案)

2 募集期間 令和7年7月23日(水曜日)から令和7年8月22日(金曜日)まで

3 実施結果

(1)件数 10件(4人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
2件(1人)	0件(0人)	8件(3人)	0件(0人)	10件(4人)

4 意見に対する市の考え方

※類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。

(1)反映する意見(意見等の内容を踏まえ、案の修正等を行ったもの)

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	条例第15条 協定の締結 等  ガイドライン 5(1) 発電施設の 適切な維持 管理  ガイドライン 5(2) 発電施設の 撤去・廃棄	県条例と同様に維持管理及び廃棄に関する規定を新設し、継続した管理・監督に関する上田市の関与の度合いを高めるべきである。 ※他同意見1件	維持管理については、条例15条、施行規則14条にて規定される「事業に関する協定書」において、事業者による事業関連区域における周辺住民の良好な環境や安全を阻害することのないように必要な措置を講じるよう規定しており、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」でも発電施設の適切な維持管理について規定しております。加えて、いただいたご意見を踏まえて、維持管理責任者について明確にするため、管理者の掲示について追加します。  廃棄については、ガイドラインで廃棄物処理法、建設リサイクル法及び環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、事業者の責任において、適正に処理するよう規定しております。

(2)趣旨同一の意見(意見等の趣旨が、案に盛り込まれているもの)

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	条例第2条 定義	営農型太陽光発電は、その主旨を逸脱して、売電収入を得ることに重きが置かれているケースを見かける。営農型太陽光発電設備を規制の対象とし、農業や環境のバランスのとれたものに誘導することが必要である。 ※他同意見1件	長野県の「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」と合わせて、営農型太陽光発電が規制の対象になるように改正を行います。

(3)参考とする意見(案を修正しないが、施策等の参考にするもの)

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	条例第8条 抑制区域	今回の条例改正案は、設置を「抑制する」という内容ではなく「条件を整えて設置を進める」という内容に見える。太陽光パネルの設置をむやみに拡大させないよう、「地域の自然環境を最優先する立場から、設置の制限強化・抑制区域の拡大」などを検討いただきたい。	この条例は太陽光発電の適正な立地を求めるものです。抑制区域は太陽光発電設備の設置に関して特に配慮が必要な地域を指定しています。
2	ガイドライン 3(3) 適正な導入のために遵守すべき事項	施工計画書の提出、施工管理や品質管理といった施工に関する規定を盛り込んでいただきたい。	施工管理については「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」に技術指針が規定されております。また、品質管理については発電設備設置にあたり申請が必要な別の法律で求められる書類の確認を検討いたします。
3	外部有識者の意見	工事施工者の資格要件を設け、工事施工者や下請けの施工業者まで所有資格や経験を確認していただきたい。	元請の施工業者は標識や事業届で確認できるため、規模に応じた建設業許可を取得しているか確認するよう努めます。
4	条例第10条 事前協議  条例第15条 協定の締結等	第10条(事前協議)、第15条(協定の締結等)により市長と協議・締結した重要事項については、事業者の恣意的な事業変更を防止するためにも、再協議の対象とすべきである。 ※他同意見1件	計画変更に対しては、事前に協議のうえ施工前に変更届の提出を行うよう文書にて指導し、承諾の回答書をいただいています。

5	<p>条例第2条 定義</p>	<p>第2条の地域住民等の定義について、居住するものについては、距離基準を100メートル以内とする。また、第15条協定書の締結は、当該居住者の過半数の同意がある場合を条件とする。地域住民の景観の保全に係る権利を守り、住みやすい地域形成に行政として関与すべきである。現条例は、地域住民との協議規定はあるものの地域住民個々の意思を尊重する規定となっていない。業者は手続き順守を形に取り、一方的に同意を迫る事例が生じている。</p>	<p>上田市では説明会の参加者の制限は設けておりませんが、最低限、隣接者への説明が必要と考えており、道路や水路等が間に入る場合を考慮して距離基準を30mとしています。</p> <p>事業者は、地域住民等に対して、説明会を開催し、地域住民等の理解が得られるよう説明に努めることが基本であると考えております。</p>
---	---------------------	---	--